



鳥取県公報

令和6年6月7日（金）
第9602号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（383）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2 土地改良区の定款の変更の認可（384）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 都市計画法第66条による告示（3件）（385～387）（道路建設課）・・・・・・・・・・・・ 2 指定居宅サービス事業者の指定（388）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3 指定介護予防サービス事業者の指定（389）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 開発行為に関する工事の完了（390）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（28）・・・・ 4 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（29）・・・・・・・・ 4
◇ 正 誤	令和6年3月26日付鳥取県条例第4号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ケアプランナーよなご中央	米子市末広町311	令和6年5月31日

鳥取県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を令和6年5月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・4・21号大工町土居叶線
- 施行者の名称
鳥取県
- 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・32号両三柳中央線及び3・3・4号西福原河崎線

- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線及び3・5・1号上井東西線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シニアリビング・ライフ	いきいき訪問看護ステーション上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	令和6年6月1日	訪問看護

鳥取県告示第389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

株式会社シニアリ ビング・ライフ	いきいき訪問看護ス テーション上後藤	米子市上後藤四丁目 16-1	令和6年6月1日	介護予防訪問看護
---------------------	-----------------------	-------------------	----------	----------

鳥取県告示第390号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年4月4日 鳥取県指令第202400006964号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字道正堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内一丁目3-2
SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺田 達朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和6年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,082
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,409
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	142,348
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,603
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,256
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,432
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,171
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,098
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,175
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,715
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,129
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,786

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和6年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
南部町国民健康保 険西伯病院	西伯郡南部町倭397	南部町国民健康保 険西伯病院	西伯郡南部町倭397
西伯病院介護医療 院さくら	”		
略		略	
2～4 略		2～4 略	

正 誤

令和6年3月26日付鳥取県公報号外第29号の鳥取県条例第4号（鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 11
 行 13及び下から4
 誤 令和6年法律第 号
 正 令和6年法律第30号

頁 11
 行 下から13及び下から19
 誤 令和6年法律第 号
 正 令和6年法律第4号